



今月の視点

## オーナー社長の確定申告

令和元年分の確定申告の時期がやってきました。1年間の収入から必要経費を差し引きし、所得を計算し、申告納税・還付請求を行なっていきます。

個人の所得は、事業所得・不動産所得・利子所得・配当所得・給与所得・退職所得・譲渡所得（資産など）・山林所得・一時所得（一時的な収入）・雑所得（年金など）の10種類に分類します。

所得から差し引く金額は、医療費・社会保険料・小規模企業共済等掛金・生命保険料・地震保険料・勤労学生・寄付金（ふるさと納税）・雑損（災害等）・障害者・寡婦（寡夫）・配偶者（特別）・扶養・基礎の各種控除があります。

所得から控除を引いた差額に税率をかけて税額が決まります。そこから更に、配当控除、外国税額控除、住宅ローン控除、住宅特定改修特別税額控除などを控除します。

### (1) 金融商品(債券の利子、上場株の売却益、FX・先物取引の決済益、上場配当など)

**申告分離課税**……一律 20.315%で、譲渡損失が出たときに活用し、他の所得と分離して申告します。ミニ株、るいとう、国内上場ETF、投資信託配当金などが対象です。

**源泉分離課税**……確定申告の手間をかけたくないときに活用します。20.315%の源泉徴収です。公社債の利子、銀行などの預金利子などが対象です。

**総合課税**……主として配当控除利用で活用します。上場株式配当や投資信託の分配金などが対象です。

### (2) 株式の売却益での申告

株式などの売却益は譲渡所得となり、申告分離課税です。20.315%の税率ですが、特定口座の「源泉徴収・選択口座」を選べば、証券会社が税金を既に源泉徴収しているので申告不要です。特定口座の場合、証券会社から「特定口座年間取引報告書」が交付されます。一般口座での取引は基本的に申告が必要です。株式の譲渡額は以降3年間の繰越しができます。

#### 【半田オフィス移転のご案内】

新住所: 〒475-0853 半田市南末広町125番11 グロワールスギ4階  
～今後ともよろしくお願いたします～

#### 【経営者・後継者売上UP実践塾／全3回】

説明会: 2月18日(火)

第1回: 3月17日(火)、第2回: 4月21日(火)、第3回: 5月19日(火)

### (3) 株式の売却損での申告

証券会社口座取引での損失は別の証券会社や金融商品の売買益から損失を引き、税金を減らすことができます。これを「損益通算」といいます。損失が残れば、申告を行ない以降3年間は売買益や配当と損益通算できます。

### (4) 配当や分配金のときは申告の有効活用

上場株の配当、投資信託の分配金は配当所得として20.315%の税金です。既に源泉徴収されているので申告不要です。しかし、総合課税、申告分離課税を選択して申告を行ない、配当控除を受けたり、譲渡損との損益通算や繰越控除が可能です。ちなみに、特定口座の場合、損益通算は証券会社が行うので申告不要です。

### (5) FX取引での利益は申告分離

FXは「先物取引に係わる雑所得」となり、申告分離課税です。この口座内では通算ができますが、FXと株式・投資信託などの間で通算できません。以降3年間の繰越控除ができ、その間は毎年申告が必要です。

### (6) 不動産売却での損失は損益通算や繰越控除

売却損は課税もされず申告も不要です。しかし、損益通算を行なう前提としてマイホームがある場合です。売却だけのケースで、5年超保有の居住不動産で売却額を全額ローンの返済に充当してもなおローン残額が残る場合です。損失を一定の限度で他の所得と通算できます。ローンに返済が残る時は以降3年間にわたり控除でき、5年超保有のマイホームの買い換え時も特例があります。売却損は損益通算と翌年以降に繰越可能です。

### (7) マイホームは長期所有ほど売却時の税率が有利

所有期間が5年超は「長期譲渡」で税率は20.315%で、5年以下は「短期譲渡」で39.63%の税率です。マイホーム売却の譲渡所得は次の3つの特例があります。

#### ① 3,000万円特別控除

所得から3,000万円控除（申告の必要あり）

#### ② 10年超所有の軽減税率

3,000万円控除と併用でき、税率は14.21%です。所得が6,000万円超であれば通常通り20.315%です。

#### ③ 特定の居住用財産の買換えの特例

譲渡代金≦買換え代金の場合、将来買換えた家を売却するまで譲渡益課税が繰延べできます。この逆も軽減規定があります。

### (8) 住宅ローンは13年間税額控除

マイホームをローンを利用して新築など行ったケースは税額控除あり。10年間は年末残の1%など（最高40万円で、不足分は住民税から引けます）消費税10%の場合は更に3年の延長があります。居住1年目は申告が必要で、2年目以降は年末調整の利用可能です。消費増税に伴い、「すまい給付金」の金額もアップしました。

### (9) リフォームしたら特別控除

#### ① 耐震リフォーム

現行の耐震基準に適合する、一定の改修工事。最大で所得税25万円の控除と固定資産税の2分の1軽減ができます。

## ②バリアフリーリフォーム

高齢者や障害者を含め家族が安全に暮らすための一定の改修工事。最大で所得税20万円の控除と住宅ローン控除62.5万円及び、固定資産税の3分の1軽減ができます。

## ③省エネリフォーム

省エネ性能を上げるための一定の改修工事。最大で所得税25万円、又は35万円と住宅ローン控除62.5万円及び固定資産税の3分の1軽減ができます。

## ④同居対応リフォーム

親・子・孫の三世同居のための一定の改修工事。最大で所得税25万円と住宅ローン控除62.5万円ができます。

## ⑤長期優良住宅化リフォーム

耐久性を向上させるリフォームを行ない認定を取得した場合。最大で所得税25万円、又は50万円と住宅ローン控除62.5万円及び、固定資産税の3分の2軽減ができます。

## (10)空き家相続は譲渡すると特別控除

相続直前において被相続人が一人で居住していた家屋で、昭和56年5月31日以前の建築で区分所有建築物以外のものが対象です。相続時から事業、居住などに供されておらず、相続により土地及び家屋を取得したものを譲渡した場合です。その対価が1億円以下で、耐震リフォームして売却または解体すると、最大で3,000万円まで控除することができます。

## (11)贈与の課税方法と申告

- ①1年間（暦年）に他人から110万円超の財産の贈与を受けた場合は贈与税の対象です。
- ②課税は「暦年課税」と「相続時精算課税」のどちらかを選択できます。
- ③「暦年課税」は、一般税率と直系尊属から20歳以上の子や孫への特例税率があります。
- ④「相続時精算課税」は、トータルで2,500万円まで無税で贈与できます。60歳以上の父母等から20歳以上の子や孫への贈与が対象です。

以上、令和元年分所得税の確定申告について概略を説明しました。  
ご意見・ご質問を是非、私宛てにいただければ幸いです。

石川 光男

## 今後のセミナー

1. 2月25日(火) 一般社団法人 全国相続協会

FAXにてお申込みをお願いします。

テーマ 「 中小企業へ健康経営の導入効果について 」

講師 西村 哲男 氏 (行政書士)、伊藤 敦史 氏 (アクサ生命)

時間 PM17:30～PM19:00 会費 1,000円

場所 みらい経営3Fセミナールーム ※終了後、有志による交流会有り

2. 経営者・後継者売上UP実践塾

FAXにてお申込みをお願いします。

説明会：2月18日、第1回：3月17日、第2回：4月21日、第3回：5月19日

講師 上野 宏 氏 (いろは印刷代表取締役)

時間 PM18:00～PM20:00

会費 50,000円/3回 (懇親会含みます) ※説明会は懇親会のみ5,000円

場所 みらい経営3Fセミナールーム

## 【将軍の日】

### ～ 中期[5ヵ年]計画立案セミナー開催 ～ 自社分析(SWOT分析)・経営理念作成・中期計画数値立案 1日で完成させます。

事業承継の為に、社員へ方向性を示す為に、経営計画を立案しませんか？  
当事務所スタッフがお客様に寄り添い共に経営計画書を作成致します。

開催日時：令和2年2月26日(水)・3月28日(土)

会場：税理士法人みらい経営

お問い合わせは、052-651-6000 担当 石川まで

## 熱田・港倫理法人会のセミナー

お問い合わせはみらい経営まで TEL 651-6000

1. 2月13日(木) モーニングセミナー

テーマ 「 ONE TEAMでいこう!! 」

講師 村上 実 氏

時間 AM6:30～AM7:30 会費 無料

場所 金山ゼミナールプラザ

2. 2月13日(木) モーニングセミナー

テーマ 「 副委員長によるリリーススピーチ 」

時間 AM6:30～AM7:30 会費 無料

場所 金山ゼミナールプラザ

3. 2月27日(木) モーニングセミナー

テーマ 「 私が私らしく生きられる理由～愛娘がくれた人生最高の贈り物～ 」

講師 小出 朋子 氏

時間 AM6:30～AM7:30 会費 無料

場所 金山ゼミナールプラザ

※倫理法人会セミナーは事前申込みは必要ありません。受付で『石川光男の紹介です』とお伝えください。

※会場・・・金山ゼミナールプラザ (〒460-0024 名古屋市中区正木 3-7-15 TEL 052-331-6411)

## 2月の税務と労務

- ・ 1 2月の決算法人の確定申告、消費税など納税 期限(3月2日)
- ・ 6月の決算法人の中間申告、納税 期限(3月2日)
- ・ 6月の決算法人の消費税の中間申告 期限(3月2日)
- ・ 1月分源泉所得税納付 期限(2月10日)

税理士法人みらい経営 名古屋オフィス (発行元)

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川光男

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

TEL052(651)6000 FAX052(652)0066

[ishikawa@ishikawakk.or.jp](mailto:ishikawa@ishikawakk.or.jp)

<http://www.mirai-kg.com/>

半田オフィス

税理士 榑原 睦

〒475-0853 半田市南末広町125番11 グロワールスギ4階

TEL0569(26)1566 FAX0569(26)1569

[mbara623@k6.dion.ne.jp](mailto:mbara623@k6.dion.ne.jp)